

1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	那覇市新都心公園等利用料金の返還		
根拠法令及び条項	那覇市新都心公園等の管理に関する条例施行規則 第7条		
審査基準	■有(第3条第1項に該当する場合を含む。) □無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 ■する □しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	令和5年7月14日	審査基準 最終変更年月 日	年 月 日
標準処理期間	■有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(即日) □無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	令和5年7月14日	標準処理期間 最終変更年月 日	年 月 日
所管部署	都市みらい部 公園管理課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙

第7条 条例第7条第3項ただし書の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書の規則で定める額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

- (1) 条例第9条第2項の規定により処分をし、又は必要な措置を命じた場合 利用できない期間に係る利用料金の額
- (2) 天災その他不可抗力により利用できない場合 利用できない期間に係る利用料金の額
- (3) 行為許可を受けた行為をする日又は利用許可を受けた利用をする日の前日から起算して4日前の日までに行為許可又は利用許可の取消しを申し出た場合 当該行為をする日又は当該利用をする日に係る利用料金の全額